

■栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）

（登録の抹消）

第四条 栄養士名簿の登録の抹消を申請するには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

（中略）

3 栄養士又は管理栄養士が死亡し、又は失踪そのの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪そのの届出義務者は、三十日以内に、栄養士名簿又は管理栄養士名簿の登録の抹消を申請しなければならない。

■栄養士法施行細則（平成14年鳥取県規則第18号）

（名簿登録抹消申請書）

第4条 政令第4条第1項の申請書は、様式第3号によらなければならない。

2 政令第4条第3項の規定による申請は、様式第3号による申請書を提出してしなければならない。